

盛岡市交通施設広告掲出取扱要領

令和7年3月5日
市長決裁
改正 令和8年5月13日

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市交通施設（以下「交通施設」という。）における広告掲出の取扱いに関し、盛岡市広告掲載要綱（平成17年2月9日市長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「交通施設」とは、別表に定めるものをいう。
- (2) 「広告物件」とは、交通施設に設置する広告媒体をいう。
- (3) 「取扱事業者」とは、交通施設各物件の取扱業務を運用管理する事業者をいう。
- (4) 「広告主」とは、広告物件に広告を掲出しようとする者をいう。

(広告物件の規格)

第3 広告物件の規格等は、交通施設に掲出する広告の募集及びその他必要な業務を請け負う取扱事業者と協議し決定するものとする。

(広告の掲出基準)

第4 広告の内容及び表現は、盛岡市広告掲載要綱第5並びに盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）第4及び第5に準ずるものとする。

(取扱事業者の資格要件)

第5 取扱事業者の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲出、広告取扱事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、また、同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員との関係がないこと。
- (5) 募集案件が屋外広告物法に規定する屋外広告物の場合は、盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）の規定に基づく盛岡市屋外広告業登録者であること。

(取扱事業者の業務)

第6 取扱事業者が請け負う業務は、次のとおりとする。

- (1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行
- (2) 市との連絡調整及び市への広告内容の提出
- (3) 広告主との個別契約及び代金回収
- (4) 広告の設置、撤去及び維持管理
- (5) その他附帯する事項

(広告主の範囲)

第7 広告主の範囲は、盛岡市広告掲載要綱第6の規定に準ずるものとする。

(広告主の提出書類)

第8 広告主は、盛岡市交通施設広告掲出申込書(様式第1号)(以下「広告掲出申込書」という。)に次の各号の書類を添えて取扱事業者に提出するものとする。

- (1) 会社概要及び業務内容等が確認できるもの
- (2) 盛岡市に納付すべき法人税(個人事業主にあつては個人市民税)、固定資産税、都市計画税に係る直近1箇年分の納税証明書(市職員が納税情報を確認することについて広告主が同意した場合は添付を省略できるものとする。)
- (3) 消費税及び地方消費税に係る直近1箇年分の納税証明書又は未納額が無い旨の証明書(盛岡市に納付すべき税がない場合に限る。)
- (4) 広告に表示する資格及び許認可等を証明する書類

2 盛岡市広告掲載要綱第11第1項第1号ただし書きの規定の適用を受けようとする広告主は、優先掲出取扱申立書(様式第2号)を前項の広告掲出申込書に添えて提出しなければならない。

(広告掲出の不承認)

第9 市長は、広告の掲出を認めないときは、広告掲出不承認通知書(様式第3号)により取扱事業者を通じて広告主に通知するものとする。

(契約書の作成)

第10 市長は、取扱事業者を決定したときは、契約書を作成し、取り交わすものとする。また、取扱事業者は、市長が別に定める期限までに契約金を支払うものとする。

(掲出の取り消し等)

第11 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出を取り消すことができる。この場合において取扱事業者を通じて広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

- (1) 盛岡市広告掲載要綱第13第3項の規定によるとき。
- (2) その他広告掲出に支障があると市長が認めるとき。

2 市長は、広告の掲出を取り消した場合、広告主に対して一切の補償は行わない。また、取扱事業者が市に納入すべき契約金の減額を行わないものとする。

(掲出の取下げ)

第12 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲出を取り下げるときは、書面により取扱事業者を通じて市長に申し出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による広告の掲出が取り下げられた場合、取扱事業者が納入すべき契約金の減額を行わないものとする。

(広告の停止)

第13 市は、停電等により、広告掲出に電気を使用する物件の広告の表示が停止する場合において、取扱事業者が市に納入すべき契約金の減額を行わないものとする。

2 市は天災、事変その他の非常事態の発生により、広告物件の設置の継続が不可能となった場合において、取扱事業者が市に納入すべき契約金の減額を行わないものとする。

(広告内容に関する責務)

第14 広告主は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(広告の毀損等に係る責任)

第15 広告掲出期間中に広告物件又は広告が毀損し、又は破損したときは、市の責めに帰すべき理由によるものを除き、市はその責任を負わない。

(広告掲出及び撤去)

第16 広告物件の設置及び広告の掲出又は撤去の作業の際に交通施設を毀損し、又は破損したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 取扱事業者は、広告の掲出に伴い生じた事故等により、第三者に損害を与えた場合は、取扱事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(原状回復の義務)

第17 取扱事業者は、広告掲出期間が満了したとき、又は第11の規定により掲出を取り消されたとき若しくは第12の規定により掲出を取下げたときは直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。

(盛岡市広告掲載要綱第11第1項第2号に規定する市長が定める期間)

第18 盛岡市広告掲載要綱第11第1項第2号の市長が定める期間は、1年とする。

(広告審査会)

第19 盛岡市広告掲載要綱第9に基づき、盛岡市交通施設広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

(1) 広告主に関すること。

(2) 掲出しようとする広告の表示内容及び表現に関すること。

(3) その他広告の掲出に関し必要な事項

- 3 審査会は、建設部長、建設部次長、交通政策課長、交通政策課長補佐及び建設部長が命じた職員をもって構成する。
- 4 審査会は、建設部長が招集する。
- 5 建設部長は、会務を総理する。
- 6 審査会の庶務は、交通政策課が行う。

(その他)

第20 この要領に定めるもののほか、取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日等)

第21 この要領は、令和7年3月5日から実施する。

改正文（令和8年5月13日）抄

令和8年5月13日から実施する。

別表（第2関係）

交通施設名	所在地
盛岡市内バス停（県庁・市役所前（上り・松園方面））	盛岡市内丸8番地先
盛岡市内バス停（県庁・市役所前（下り））	盛岡市内丸69番2地先
盛岡市内バス停（中央通二丁目（上り））	盛岡市中央通二丁目9番20地先
盛岡市内バス停（中央通二丁目（下り））	盛岡市中央通二丁目2番1地先
盛岡市内バス停（大通三丁目（上り））	盛岡市中央通二丁目11番12地先
盛岡市内バス停（大通三丁目（下り））	盛岡市大通三丁目3番2地先
盛岡市内バス停（三高前（上り））	盛岡市緑が丘一丁目1番42地先
盛岡市内バス停（三高前（下り））	盛岡市高松四丁目17番16地先
盛岡駅前広場	盛岡市盛岡駅前通57番1地内
前潟駅	盛岡市上厨川字前潟153番地2地内
盛岡バスセンター	盛岡市中ノ橋通一丁目13番3地内、 盛岡市中ノ橋通一丁目13番6地内

様式第 1 号

盛岡市交通施設広告掲出申込書

年 月 日

盛岡市長

様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号 ()

盛岡市交通施設に広告を掲出したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、盛岡市広告掲載要綱並びに盛岡市交通施設広告掲出取扱要領第 5 に抵触しないことを宣誓します。

記

掲出場所		
掲出希望期間	年 月 日～ 年 月 日	
連絡先	電話	
	ファクス	
	E-Mail	
	担当者名	

関係書類 (写し可)

- 1 会社概要及び業務内容等が確認できるもの
- 2 次に掲げる税の直近 1 箇年分の完納証明書 (市職員が納税情報を確認することについて広告主が同意した場合は添付を省略できるものとする。)
 - (1) 盛岡市に納付すべき法人税 (個人事業主にあつては個人市民税)、固定資産税、都市計画税
 - (2) 消費税及び地方消費税 ((1)の税の賦課がない場合に限る。)
- 3 広告に表示する資格及び許認可等を証明する書類

この広告掲出を決定するに当たり、上記 2 (1)の納税情報を担当課の職員が確認することに同意します。

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式第 2 号

優先掲出取扱申立書

年 月 日

盛岡市長

様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職名

印

電話番号

()

関係書類を添えて申し込んだ広告の掲出について、次により盛岡市広告掲載要綱第 11 第 1 項第 1 号ただし書きによる優先の取扱いを受けたいので申し立てます。

記

(優先の取扱いを希望する理由等)

様式第3号

広告掲出不承認通知書

年 月 日

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様

電話番号

()

盛岡市長

年 月 日付けで提出された盛岡市交通施設広告掲出申込書について審査した結果、掲出を承認しないこととしたので通知します。

記

(不承認の理由)